有床診療所等消防用設備整備費補助金 基準単価・補助率

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 整備設備 | 種別 | 基準単価  （対象面積１  ㎡当たり） | 対象経費 | 補助率 | 加算  （消火ポンプユニットを整備する場合） |
| 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業 | 通常型スプリンクラー | 21.4千円 | 整備のために必要な工事費又は工事請負費 | ２分の１ | １施設当たり  2,174千円 |
| 水道連結型スプリンクラー | 20.7千円 |
| パッケージ型自動消火設備 | 25千円 | － |
| 消防法施行令  （昭和36年政令第37号）第32条適用設備 | 24.3千円 | － |

# ■補助金額（補助上限額） 補助金額（千円未満切捨て） ＝ 基準額 × 補助率1/2

※ 基準額に比べ、実際の事業費が少ない場合は、その事業費が基準額となります。

（例：通常型スプリンクラー整備面積が50㎡の場合、基準額は1,070千円（＠21,400円×50㎡）となり補助金額が535千円（1,070千円×補助率1/2）となるところ、実際の事業費が基準額より少ない900千円だった場合は、基準額900千円（実際の事業費）×補助率1/2＝450千円が補助金額となります。）